

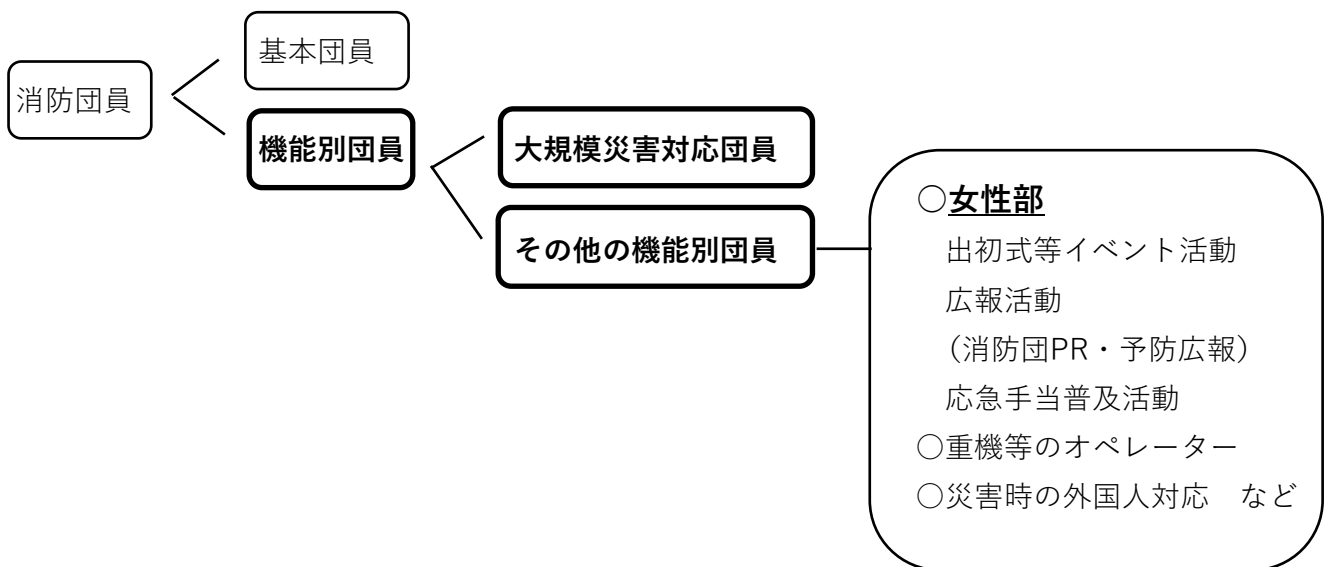
出雲市消防団改革推進委員会

【機能別団員資料】

目 次

○機能別団員のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○機能別団員（分団）制度とは〈総務省消防庁HPより〉・・・・・・・・	2
○出雲市消防団機能別団員の創設に関わる報酬等について（案）・・・	4
○出雲市消防団の階級と職務・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○機能別団員に関する他市町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○大規模災害団員の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○消防団本部女性部の活動業務・・・・・・・・・・・・・・・・	8

機能別団員のイメージ図



機能別団員(分団)制度とは

総務省消防庁 HP より

より多くの方に参加いただくために、消防団には、機能別消防団員・分団という制度があります。
それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができます。

◆ 機能別消防団員

仕事や家族の都合等で全ての活動に参加することが困難な場合は...

火災予防・広報団員



予防団員として、住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心に活動したり、広報団員として、音楽隊などに入り、消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団を PR する活動を行っています。

OB 団員



消防団を引退した方がその豊富な経験を生かして消防団の活動に携わることができます。
体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加出来なくなっても無理の無い範囲で活動できます。

◆ 機能別消防分団

災害時や特定の活動のみに参加が可能な場合は...

バイク隊



車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集など、バイクの機動力を活かした場所で活躍しています。

女性消防分団



女性のみで結成され、主に防火広報活動で活躍しています。女性ならではのきめ細やかな対応で、活動の幅がますます広がっています

水上バイク隊



浸水や、水難事故救助など、通常の消防団では活動が困難を極める水害現場で活躍しています。

大規模災害のみ活動する分団



大規模災害のみ活動する分団大規模災害時のみに活動を限定しており、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合に活躍します。

ドローン隊



主に災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索等の活動を行っています。人が近づけない危険箇所や、目に見えない場所などの素早い状況把握を行うことができます。

検討事項

出雲市消防団機能別団員の創設に関わる報酬等について（案）

	区分	例規	定数	要件	位置づけ	職務	階級	報酬（円）		
								年額	災害出場	訓練等
機能別団員	大規模災害対応団員	制定する	上限検討	原則、消防団員の経験者とする。 （ただし、分団長、副団長が推薦し 団長が認めるものはこの限りでない）	分団	風水害、地震、津波、土砂災害、原子力、 武力攻撃による災害活動 （出雲市地域防災計画に基づく活動）	団員	10,000 ～ 20,000	団員に 準じる	団員に準じる ・年1回以上 ・指定する訓練
	その他の機能別団員			なし	団本部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報（火災予防、団員募集、団PR） ・応急手当普及活動 ・出初式等イベント参加 ・団長が認める災害活動における後方支援 ・重機等のオペレーター ・外国人の通訳対応 	部長	25,000 ～ 30,000		
							班長	20,000 ～ 25,000		
							団員	10,000 ～ 20,000		

※現状の女性部について、その他の機能別団員（仮）「総合支援部」として位置づける

※その他特定の機能を有する団員を組織化することを検討

参考資料 1

出雲市消防団の階級と職務

	団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
団本部	1	6	15			17 (伝令部長・女性部長)	1 (女性部班長)	5 (女性部団員)
分団				48	48	130	178	1257
団規則	・消防団事務の統括 ・団員の指揮監督	・団長の補佐(代理)	・方面隊を統括 ・管轄分団の指揮監督	・分団を統括 ・団員の指揮監督 ・機関員の指名	・分団長の補佐(代理)	・職務に従事	・職務に従事	・職務に従事
補足	・大規模災害時には、災害対策本部要員として、消防団全体の活動を指揮する。	・地域ごとの複数方面隊を統括し、指揮監督する。	・火災第2出動では、複数分団の指揮を執る。	・火災出動では、現場指揮本部に入り、活動の指揮を執る。	・分団三役として分団運営に携わる。	・部の統括 ・伝令部長は方面隊長を補佐し、方面隊運営に携わる。	・部長の補佐(代理) ・伝令班長については分団三役に位置付けられ分団運営に携わる。	
費用弁償要綱				・出場報告書の提出				
分限懲戒審査会規則	・審査会への諮問	・審査委員	・上申書の提出					
準中AT補助金交付要綱				・推薦				
車両管理要綱				・車両管理責任者 ・安全運転責任者		・車両管理者	・整備責任者	
各会議構成員	・団本部会議 ・団幹部会議 ・分団長会議	・団本部会議 ・団幹部会議 ・分団長会議 ・総務・警防部会 ・方面隊会議	・団本部会議 ・団幹部会議 ・分団長会議 ・総務・警防部会 ・方面隊会議	・分団長会議 ・方面隊会議	・分団長会議(代理) ・方面隊会議	・方面隊会議	・方面隊会議	
県協会役員	・副会長 ・理事	・評議員						
年額報酬 (現行)	80,000円	65,000円		50,000円	43,000円	40,000円	37,000円	36,500円
年額報酬 (~R5.3)	70,000円	50,000円		38,000円	29,000円	25,000円	22,000円	17,500円

機能別団員に関する各市町の状況

参考資料 2

1 島根県内

	例規	要件	位置づけ	職務	階級	報酬 (円)			
						年額	災害出場	訓練等	基本団員年額
松江市	あり	団員の経験を有し団員として必要な知識を有するもの	分団	所属する分団地域への災害活動	団員	10,000	団員に 準じる	団員に準じる ・必要に応じて参加	36,500
雲南市	あり	70歳以下で団員経験、知識を有するもの		所属分団での火災、災害時における消防団活動、団長が必要と認める活動	団員	6,000			36,500
奥出雲町	あり	元消防団員で5年以上の経験を有し年齢70歳未満		火災現場で不足する消防力を補完	団員	5,000			36,500

2 大規模災害対応団員設置自治体

	例規	要件	位置づけ	職務	階級	報酬 (円)			
						年額	災害出場	訓練等	基本団員年額
川崎市	あり	元消防団員で5年以上の経験を有し年齢70歳未満	団本部及び分団	大規模災害時の基本団員補助及び救難所等での活動及びイベント等の広報活動	団員	なし	団員に 準じる	団員に準じる ・年1回義務付け	36,500

3 その他機能別団員設置自治体

	例規	要件	位置づけ	職務	階級	報酬 (円)			
						年額	災害出場	訓練等	基本団員年額
桐生市	なし	区域内居住、年齢18歳以上、心身とも健康で任務に堪えられるもの	団本部 (その他の機能別団員) 分団 (災害等の対応団員)	災害時の支援活動及び支援活動に必要な訓練、火災予防等広報、消防団長が特に必要と認めたもの	団員	25,000	団員に 準じる	団員に準じる ・職務に必要なと認める訓練 ・1回以上の義務付け ・団長等が必要とする訓練	49,500
田原市	なし	基本団員として勤務年数が5年以上であるもの		火災、風水害、地震時の活動	団員	18,000			54,000
花巻市	あり	分団長が推薦し団長が市長の承認を得て任命		消火活動等の支援及び警戒	団員	12,000			36,500
富士市	なし	消防吏員又は基本団員を退職したもの、またはこれに類するもの		消防事務、災害対応 (災害活動及び警戒活動)	団員	12,000			36,500
常陸太田市	あり	市内居住、又は勤務し、年齢18歳以上、志操堅固、身体強健なもの		災害等において所属分団の要請により活動	団員	10,000			21,200
稲沢市	なし	消防職員又は団員の経験を有するもの		火災、大規模災害の補完、補強活動及び入団時に定めた特定の業務	団員	10,000			55,900
東根市	あり	団員の経験を有し、必要とされる知識及び技能を有するもの		大規模な災害時の出動及び特定の事務	団員	8,200			36,500
松本広域	なし	本市居住、勤務するもの、満18歳以上、志操堅固で身体強健なもの		ラップ隊、女性部及びその他の特定事務 (分団長、副分団長、班長級)	分団長 団員	9600~ 93,500			36,500
真庭市	あり	元消防団員5年以上、またはこれに準ずる経験を有すると方面隊長が認めるもの		所属分団または消防本部から要請があった災害	団員	なし			36,500
伊賀市	あり	分団内に居住し災害出場に即座に対応できるもの		火災、風水害、地震時の活動	団員	なし			36,500

「大規模災害団員」の概要

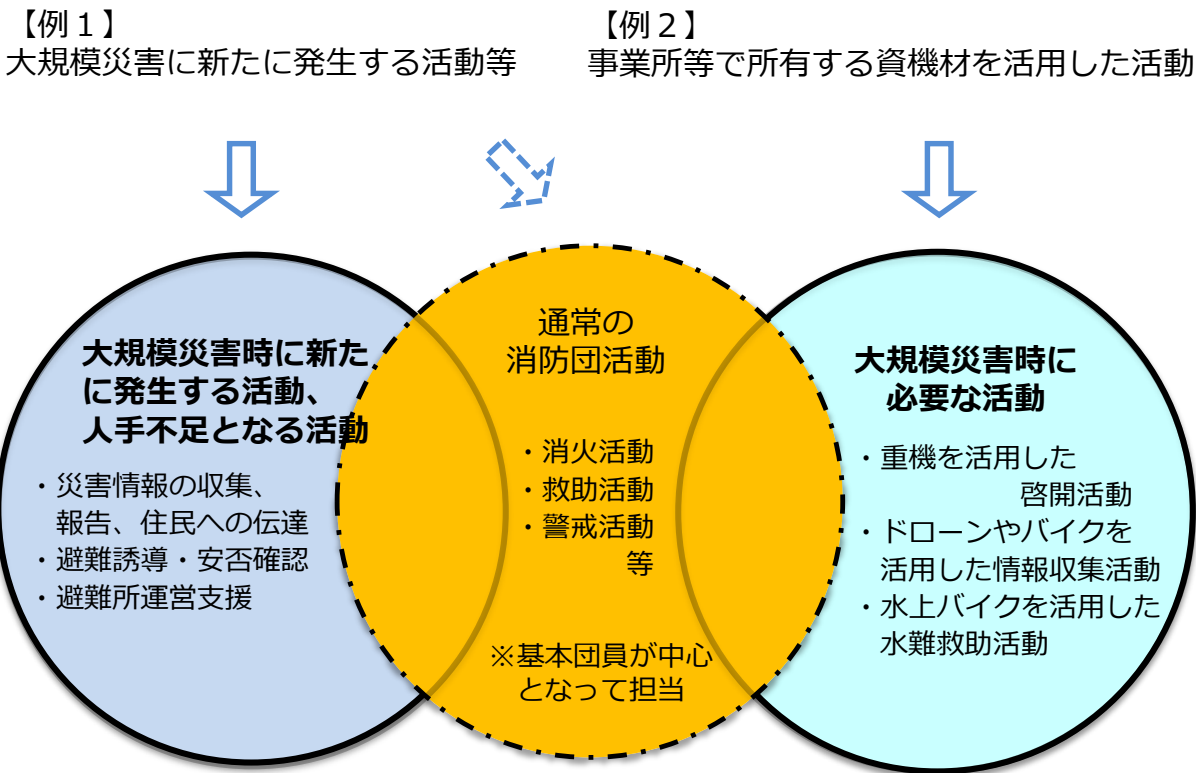
<基本的な考え方>

「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人手不足となる場合に限り出動

- (例) 災害種別毎の出動例
- 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
 - 地震・津波 : 震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

<活動内容(例)>



<処遇等>

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 <p>※式典等には必要に応じて参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ・火災、風水害 ・操法訓練 ・救助訓練・ポンプ等点検 ・救命講習会等の研修 ・普及・啓発(火災予防運動、年末警戒) ・式典等(操法大会、出初式、祭り警備等)
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬 : 基本団員より低額でも可 ・出動手当 : 基本団員と同程度の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬 : 条例により規定(交付税措置 36,500円/人/年) ・出動手当 : 条例により規定(交付税措置 7,000円/回)
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で退職報償金なしとすることも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される(消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも公務災害補償の対象 	<ul style="list-style-type: none"> (消防基金への掛金 1,900円/人/年)

消防団本部女性部の活動業務

1 活動業務

火災予防広報活動	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火広報及び啓発 2 地域住民への防火及び防災指導 3 高齢者世帯等への防火訪問 4 応急手当の普及指導 5 その他、団長が必要と認める火災予防広報活動
訓練・研修	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 規律訓練 2 女性ポンプ操法訓練 3 消防団が計画する研修 4 その他、団長が必要と認める訓練・研修
行 事	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 出雲市消防出初式 2 方面隊で開催する消防操法大会等 3 出雲市総合防災訓練 4 その他、団長が必要と認める行事
災害活動	
	団長が必要と認める災害現場における後方支援

(出雲市消防団女性消防団員活動業務要綱の定めによる。)

2 その他

(1) 部長

団本部会議、団本部総務部会議、分団長会議、改革推進作業部会の出席
女性部活動の指揮

(2) 班長

部長の補佐、女性部活動のとりまとめ